# 東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託に係る プロポーザル実施要領

令和5年4月 東久留米市環境安全部環境政策課

# ~目 次~

1		基	本	的	な	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	• P	•	1
2		業	務	(T)	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	•	1
3		契	約	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	•	1
4		委	託	費	Ø.	上	限	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	•	1
5		発	注	者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	•	1
6		委	託	事	業	者	選	定	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	•	1
7		契	約	時	<i>D</i>	仕	様	書	の	確	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	•	1
8		企	画	提	案	プ	レ	ゼ	ン	テ	_	シ	彐	ン	説	明	会	の	開	催	•	•	•	•	•	•	• P	•	1
9		参	加	資	格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	• 1	1
1	0	募	集	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	•	2
1	1	プ	口	ポ		ザ	ル	^	の	参	加	申	し	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	• .	2
1	2	参	加	資	格	審	査	結	果	の	通	知	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	• •	2
1	3	質	問	書	Ø	提	出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P		2
1	4	参	加	の <sup>:</sup>	辞	退	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P		2
1	5	企	画	提	案:	書	の:	提	出	(-	<b>→</b> j	次	審	查	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	<b>)</b>	2
1	6		次	審	査	(:	書	類	審	查	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	) <b>.</b> '	4
1	7		次	審	查	結	果	の	通	知	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	) <b>.</b> 4	4
1	8		次	審	査	(	プ	レ	ゼ	ン	テ、		シ	彐	ン	審2	査)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	) <b>.</b> 4	4
1	9	優	先	交	涉	権	者	(T)	選	定	及	び	結	果	(D)	通	知	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• P	) <b>.</b> 4	4

2	0	契	約約	帝系	洁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• !	Р.	5	
2	1	選	定	基注	隼	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	5	
2	2	提	案	者(	の弁	無?	効	又	は	失	格	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	5	
2	3	そ	の{	也	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	5	
2	4	ス	ケ	ジュ	ユ	<b>-</b> ,	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ]	Р.	6	
2	5	問	lγ		わも	せ	先	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р.	6	

#### 1. 基本的な考え方

本業務は、東久留米市(以下「市」という。)が策定した「今後の都市公園の取組み方針~これからの50年間を見据えた東久留米市の都市公園づくりに向けて~」(以下「取組み方針」という。)に基づき、市が今後、行うべき取組みについて、情報整理、課題調査を行い、取組み方針において示した5つの方針に基づき、市の今後の都市公園に係る具体的な方策を導き出すことを目的とし、令和5年度から令和6年度までの2箇年に渡り実施するものである。

なお、早期に公園整備に図れるよう新規公園整備に関する中間報告については、令和6年度上半期中に実施することとする。

また、本件は、他団体での検討支援実績のほか、地域との関わりを踏まえた検討が必要となり、そのノウハウを必要とすることから、価格のみの競争によらず、課題の把握とその解決に向けた企画内容を重視して総合的に事業者を選定する。

## 2. 業務の概要

別紙「東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託プロポーザル仕様 書」のとおり

### 3. 契約期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日(月)まで

- 4. 委託費の上限 合計額 12,134,000円(消費税込みの額。以下同じ。) (内訳) 令和5年度業務分 4,746,000円 令和6年度業務分 7,388,000円
- 5. 発注者 東久留米市
- 6. 委託事業者選定方法 委託事業者選定は、公募型プロポーザル方式とする。

# 7. 契約時の仕様書の確定

選定された受託事業者は、企画・提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、詳細な仕様書を調整のうえ、契約を締結する。

8. 企画提案プレゼンテーション説明会の開催 本企画提案プレゼンテーションに関しての説明会は行わない。

# 9. 参加資格

企画提案プレゼンテーション審査会に参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たし、参加表明書兼誓約書(様式第1号)を提出できるものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準 用する同令第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないもの。
- (3) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて東久留米市契約の競争入札参加 資格を有していること。
- (4) 東久留米市契約における暴力団等排除措置要綱(平成25年度東久留米市訓令乙第2号)による入札参加除外措置及び東久留米市競争入札参加資格停止基準に基づく資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年間に官公署等発注の都市公園又は公園に準ずる施設のストックマネジメント検討支援業務、その他類する業務の受注実績を有していること。

#### 10. 募集方法

本市ホームページに掲載する。

- 11. プロポーザルへの参加申し込み
- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書兼誓約書(様式第1号) 正本1部
  - ② 事業者概要(様式第2号) 正本1部
  - ③ 会社概要 (パンフレット可)
  - ④ 主任技術者選任届(様式第4号) 正本1部、副本6部(副本は事業者名が記入されていないもの)
- (2) 提出期限 令和5年5月16日(火)17:00(閉庁日及び閉庁時間除く) 持参は17:00必着有効 ※持参の場合12:00から13:00までは受付できません 郵送は同日着有効
- (3) 提出先 東久留米市役所環境安全部環境政策課縁と公園係
- (4) 提出方法 上記提出先まで持参又は郵送すること。

### 12. 参加資格審査結果の通知等

参加資格及び要件を満たしているか審査し、参加表明書兼誓約書を提出したすべての事業者に対し、令和5年5月18日(木)までに参加資格審査結果通知書(様式第5号)を書面及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に疑義がある場合は、通知の日から7日以内(閉庁日を除く)に書面によりその理由について本市へ説明を求めることができる。

### 13. 質問書の提出

- (1) 提出書類 質問票(様式第6号)
- (2) 提出期限 令和5年5月18日(木)8:30から 令和5年5月24日(水)17:00まで
- (3) 提出先 東久留米市役所環境安全部環境政策課緑と公園係 メールアドレス kankyoseisaku@city. higashikurume. lg. jp
- (4) 提出方法 電子メール

電子メールタイトルを「【事業者名】プロポーザルに関する質問」とすること。電子メール送信後は確認のため電話連絡(電話番号:042-470-7753)すること。

(5) 回 答 質問があった場合には、順次全参加事業者へ回答するとともに令和5年 5月25日(木)までに市ホームページにて公開する。

> なお、審査事項に該当する質問、他の事業者又はその提案内容に関する 質問及び審査等に支障をきたすおそれのある内容を含む質問には回答し ない。

#### 14. 参加の辞退

参加表明書兼誓約書を提出した後に本プロポーザルから辞退する場合は令和5年5月26日(金)17:00までに辞退届(様式第7号)を東久留米市役所環境安全部環境政策課録と公園係まで持参又は郵送すること。

郵送は同日着有効

# 15. 企画提案書の提出(一次審査)

- (1) 提出資格 参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者
- (2) 提出書類
  - ① 企画提案書一式(正本1部、副本6部(副本は事業者名、住所等が記入されていないもの)、A4版縦置横書両面使用20頁程度まで(頁番号記載)様式自由)。タイトルを「東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託企画提案書」とし、下記表に掲げる各審査項目のタイトルをつけて記載すること。また、提出する

	審査項目	評価視点								
	現状把握について	・国、都、他都市の都市公園に係る動向や、市が策								
		定した取組み方針、市の都市公園の現状や特性を把								
		握しているか。								
	課題抽出及び解決策の	・現状から見える課題の抽出方法やストックマネジ								
	提案について	メント検討に係る課題の解決策の手法提案が妥当								
		で、関連する他の計画との整合性を図れているか。								
	公園整備、地域・行政課	・ボール遊びができる公園や基幹公園整備に向けた								
	題について	検討手法並びに地域・行政課題の解決に向けた検討								
		手法が具体的に提案されているか。								
審	民との連携について	・将来において民との連携を進めるにあたり、その								
査の		検討手法が具体的に提案されているか。								
視	会議等の運営支援につ	・検討支援における役割が明確であり、十分な支援								
点	いて	が期待できるか。								
	意見の集約について	・市民意見の反映方法が提案されているか。								
	業務体制	・工程表において、十分なスケジュール確保ができ								
		ているか。								
		・進行管理やマネジメントを提案事業者に任せるこ								
		とができるか。								
	実績 (様式第3号)	・過去に受託した他自治体の都市公園又は公園に準								
		ずる施設のストックマネジメント検討支援業務、そ								
		の他類する業務について、どのように業務支援を行								
		い取りまとめたか。								

- ② 見積書(A4版縦置横書両面使用 税込 様式自由)。また、次に掲げる項目を記載すること。
  - I. 2箇年度の合計金額
  - Ⅱ. 東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託(令和5年度分)
  - Ⅲ. 東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託(令和6年度分)
  - IV. II ~IIIについては直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費の内訳書、直接人件費明細及び直接経費明細も添付すること
- ③ 担当者予定一覧(A4版縦置横書両面使用 様式自由)
  - I. 必須記載事項:氏名、職種、資格、学歴、職歴、業務経歴(主となる担当技術者に印を付ける。)
  - Ⅱ. 業務経歴について

当該部門に従事した期間、過去に担当した及び現在担当している主要業務の件名 Ⅲ. 内容、契約金額、受託年度・期間、発注者を記載すること。

- ④ 主となる担当技術者及び予定担当者の資格証及びその会社に所属していることが わかるものの写し
- (3) 提出期限 令和5年5月26日(金)17:00(閉庁日及び閉庁時間除く) 持参は17:00必着有効 ※持参の場合12:00から13:00までは受付できません。 郵送は同日着有効
- (4) 提出先 東久留米市役所環境安全部環境政策課録と公園係
- (5) 提出方法 東久留米市役所環境安全部環境政策課緑と公園係まで持参又は郵送すること。
- (6) 留意事項
  - ① 企画内容については、公序良俗に反しないなど、市の計画として適切な配慮をすること。

- ② 東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略における「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」という基本理念及び「持続可能な将来を見据えた公園づくりの推進」という重点施策を踏まえた内容とすること。
- ③ 事業者名等の本企画提案プレゼンテーション参加者名を連想させるものは一切記入しないこと。

#### 16. 一次審査(書類審査)

東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託に係るプロポーザル審査委員(以下、「審査委員会」という。)において提出された企画提案書等について、東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託に係るプロポーザル選定基準書(以下、「選定基準書」という。)に基づき書類審査を行う。各委員の採点結果を合計した点数(以下、「合計得点」という。)を一次審査の得点とする。一次審査に参加した事業者が4者以上となった場合には、一次審査の合計得点が高い上位3者を一次審査通過者とする。ただし、上位者の中で、合計得点が同じである者があった場合には、審査委員会において採決により決するものとし、また、一次審査の合計得点が配点合計(60点×委員数)の60%に満たない場合は一次審査を通過できないものとする。

#### 17. 一次審査結果の通知

審査結果については、令和5年6月1日(木)までに一次審査結果通知書(様式第8号)を書面及び電子メールで通知し、一次審査通過者には、併せて二次審査の詳細等を通知する。なお、審査結果に疑義がある場合は、通知の日から7日以内(閉庁日及び閉庁時間を除く)に書面によりその理由について本市へ説明を求めることができる。

# 18. 二次審査(プレゼンテーション審査)

- (1) 期 日 令和5年6月14日(水)予定
- (2) 集合場所 東久留米市役所 5階 東久留米市役所環境安全部環境政策課
- (3) 出席者 各事業者3名以内
- (4) 審査時間

審査時間はプレゼンテーション30分以内、質疑応答10分程度、審査前後に10分準備、片付けの時間を別途設ける。

- (5) 企画提案プレゼンテーション内容
  - ① 説明者(主となる担当技術者)の自己紹介
  - ② 企画提案書の説明
  - ③ その他
- (6) 注意事項
  - ① 二次審査は、原則、参加表明書の提出順に行うこととする。
  - ② 説明は、本業務を受託した際に実際に担当する技術者が行うこと。
  - ③ 事業者名を想起させるような言動は一切しないこと。
  - ④ 説明は、提出された企画提案書に沿って行うこととし、追加資料等の当日配布は認められない。
  - ⑤ パソコンやプロジェクター等の機材を使用する場合は、事業者が用意すること。
  - ⑥ 事業者による会場内での録音録画は禁止とする。
  - ⑦ 進行は、市職員が行い、事業者はその指示に従い説明等を行うこととする。
  - ⑧ 上記のほか、審査を阻害する行為は禁止とする。

#### 19. 優先交渉権者の選定及び結果の通知

#### (1) 選定

審査委員会において、選定基準書に基づき審査を行い、一次審査及び二次審査の合計 得点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次点を第二順位者とする。ただし、合計得 点が配点合計((一次審査60点×委員数)+(二次審査50点×委員数))の60%以 上であることを条件とする。 なお、審査の結果、同順位となった場合は、審査委員会において採決により決する。 企画提案書等を提出した事業者が1者のみの場合でも、当該事業者の一次審査及び二 次審査を実施する。ただし、一次審査及び二次審査の合計得点が配点合計((一次審査 60点×委員数)+(二次審査50点×委員数))の60%以上であることを条件とす る。

#### (2) 二次審査結果の通知

審査結果については、令和5年6月16日(金)までに二次審査結果通知書(様式第9号)を書面及び電子メールで通知する。

なお、審査結果に疑義がある者は、通知の日から7日以内(閉庁日及び閉庁時間を除く)に書面によりその理由について本市へ説明を求めることができる。

優先交渉権者決定後は、本プロポーザルの審査結果及び優先交渉権者の名称、代表者名、住所などを、本市ホームページで公表する。

## 20. 契約締結

- (1) 優先交渉権者は、企画・提案内容の仕様書への反映及び契約内容について、速やかに本市と協議を行い、本市との契約手続きを経て受注者となる。
- (2) 優先交渉権者の決定から契約締結までの間に、次に掲げる事態が生じた場合は、本市と第二位順位者との間で契約締結に向けた協議を行う。
  - ① 選定後、本市と優先交渉権者との協議が合意に達しない場合
  - ② 優先交渉権者の責めに帰する理由により、長期に渡り本市との協議が行われない場合
  - ③ 優先交渉権者が「9.参加資格」に記載する要件を満たさなくなった場合
  - ④ その他、本市が優先交渉権者を契約の相手方として適切でないと判断する相当の理由が生じた場合

#### 21. 選定基準

別紙「東久留米市都市公園ストックマネジメント検討支援業務委託に係るプロポーザル選定基準書」に基づき審査を行う。

#### 22. 提案者の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

# 23. その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の修正は、原則として認めない。
- (3) 提出された企画提案書、見積書等は一切返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については、本プロポーザルに関する報告等で必要な場合及び東久留米市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、本市は参加者の承諾を得ず無償で使用・公開することができるものとする。
- (5) 優先交渉権者決定後は、本プロポーザルの審査結果及び優先交渉権者の名称、代表 者名、住所などを、本市ホームページで公表する。

# 24. スケジュール

令和5年4月27日(木)から 令和5年5月16日(火)まで								
令和5年5月16日(火)								
持参は17:00必着有効								
郵送は同日着有効								
令和5年5月18日(木)までに通知								
令和5年5月18日(木)から								
令和5年5月24日(水)まで								
令和5年5月18日(木)から								
令和5年5月25日(木)までに回答								
令和5年5月26日(金)								
持参は17:00必着有効								
郵送は同日着有効								
令和5年5月29日(月)から								
令和5年5月31日(水)まで								
令和5年6月1日(木)までに通知								
令和5年6月14日(水)を予定								
令和5年6月16日(金)までに通知								
令和5年7月上旬を予定								

# 25. 問い合わせ先

郵便番号203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市環境安全部環境政策課 浅海・大木

電話:042-470-7753 (直通)

以 上